

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 少額の棚卸資産保管費用

**Q** : 当社は製造業を営んでいます。材料を仕入れた後にかかる検収・整理・保管のための費用は、材料の仕入原価に含めるべきなのでしょうか。なお、これらの費用の合計額は、材料の購入原価の2%程度です。

**A** : 棚卸資産の検収・整理・保管などにかかる費用の額が少額である場合、棚卸資産の取得価額に含めないことができます。

### 【解説】

他から購入した棚卸資産の取得価額には、購入代価のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要したすべての費用が含まれるものとされています。

ただし、次のような費用については、これらの費用の額の合計額が少額（その棚卸資産の購入代価のおおむね3%以内）であれば、取得価額に算入しないことも認められます。

- ① 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- ② 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- ③ 特別の時期に販売するなどのため長期にわたって保管するために要した費用の額

ご質問の場合、上記①の費用であり、購入代価のおおむね3%以内ですので、材料の取得価額に算入しないことができます。

なお、材料のような製造のための棚卸資産の場合には、その取得価額に算入しなかった付随費用を、製造間接費として製品の製造原価に算入することになりますので、この点ご注意ください。

